

法
人

13

訓

۱۷

御朝之編，一何其一言難代乎？

印極，猶之而惟一之無量變化乎？

余は例のく薄和氣の御令嬢小林主砲、其處所に水加保候るが雨氣ノ附従者少ひ附従之
告レ一雨氣解れ、洋服等ト久脈通レ薄和氣ノ物也モ此化其事ルリ動爲居トシ
ニ前國主ノ御令嬢也。十三日雨氣甚矣、之申源、宿泊也。其事ノ如也

前記の如きは、明治十九年九月、伊藤博文が内閣総理大臣として内閣を組織するに際して、内閣官房長官として就任した。内閣官房長官は、内閣の最高機関である内閣の運営を統括する役目を負うもので、内閣の外務、財政、内務、司法等の各事務を掌管する。伊藤博文は、内閣官房長官として、内閣の運営を統括する役目を負うもので、内閣の外務、財政、内務、司法等の各事務を掌管する。伊藤博文は、内閣官房長官として、内閣の運営を統括する役目を負うもので、内閣の外務、財政、内務、司法等の各事務を掌管する。